

裁判所を装う機関からのハガキは無視してください

2019年1月15日号

『地方裁判所管理局』と名乗る機関からハガキが届いた。ハガキには、『特定消費料金訴訟最終告知のお知らせ』と書かれている。住所も名前も正しく、何かの間違いと思い、記載されている電話番号に連絡しようとしたら家族から架空請求ではないかと言われた。対処方法を教えてほしい。」という相談が毎日のように寄せられます。

ハガキには『貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社』から訴状が提出され、連絡がない場合は給料や不動産を差押えると書かれています。また取り下げ期日も記載され固定電話の問い合わせ先に連絡するよう誘導しています。

「地方裁判所管理局」や「民事訴訟管理センター」などと名乗っていますが、裁判所とは一切関係ありません。正式な裁判手続きでは、訴状は、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で郵便職員が直接手渡すことになっています。ハガキが届いても絶対に連絡を取らないようにしましょう。

困ったことがあれば城陽市消費生活センターにご相談ください。